平成２５年　会議規則第７１条の規定基づく合同委員会

平成２５年６月１８日（火）

１　委員長あいさつ

２　町長あいさつ

３　合同委員会案件の説明

議　　件

＊総務厚生常任委員会所管

(1)議案第1号　今金町子ども・子育て会議条例の制定について

(2)議案第2号　今金町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

4. その他

○出席委員（１１名）

委員長	６番　上　村　義　雄　君	１番　村　上　忠　弘　君	
	２番　山　崎　　仁　君	３番　向　井　孝　一　君	
	４番　加　藤　三　明　君	５番　芳　賀　芳　夫　君	
	７番　川　上　絹　子　君	８番　日　置　紳　一　君	
	９番　村　本　照　光　君	１１番　村　瀬　　広　君	
	１０番　山　本　　豊　君	（議長　徳　田　栄　邦　君）	

○欠席委員（０名）

○出席説明員

町　　長	外　崎　秀　人　君
副　町　長	清　水　　寛　君
総務財政課長	北　見　伸　夫　君
総務財政課長補佐	岸　　貴　之　君
保健福祉課長	小　林　洋　伸　君
保健福祉課長補佐	諸　戸　康　浩　君
保健福祉課主幹	川　崎　妙　子　君
保健福祉課主幹	山　田　　薫　君

○出席事務局職員

議会事務局長	柏　田　泰　明　君
議会事務局係長	中　川　真　希　君

開議　午前　９時１８分

◎委員長あいさつ

○委員長（上村義雄君）　おはようございます。冒頭に９時の招集をしていたわけですけれども、開会が２０分遅れたことをお詫び申し上げます。合同委員会でございますけれども、総務厚生の所管の部分でございましたので私が委員長を務めさせていただきます。

時節柄まだお忙しい中、出席いただきまして大変ありがとうございます。合同委員会の案件について審議がありますので、皆さんのご意見をいただきながら進めたいと思います。宜しくお願いいたします。

◎町長あいさつ

○委員長（上村義雄君）　町長が出席されておりますので、開議に先立ちごあいさつをお願いいたします。

町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　おはようございます。第２回定例会に向けまして、各常任委員会において提案しております案件に関する説明と、審議を行わせていただいたところであります。更に事前説明等審議すべく事案につきまして、合同委員会の開催をお願いしたところであります。

二点ございますが、まず一点目は今金町子ども・子育て会議条例についてでありまして、閣議決定され条例化と計画策定が義務付けされたことによる対応となります。今金町では認定子ども園開設を契機に設置した、子育て支援に関する審議会が既にあることから、現行組織を活かし名称変更や新たな機能を持たせることで準備を進めてまいりたいと考えているところであります。

二点目につきましては、国民健康保険税条例の一部改正についてであります。依然として医療費が増高している、更に国の調整交付金が毎年減額されてきている現況を踏まえ、全体的に税率を上げることで国保運営協議会に諮問をいたしましたが、経済情勢をかんがみ今回税率改正をしないことによる次年度への影響が懸念されることも認識しつつ、基金繰入をし後期高齢者部分についてのみ税率を上げる内容の答申に基づき、精査し提案をするところであります。

なお、その他としてまして、追加資料としています事案のご審議をお願いいたしたくお取り計らい願います。今金町職員等の給与の臨時特例に関する条例についてであります。国家公務員の給与削減を踏まえ、地方公務員の給与についても国に準じて処置するようにとの閣議決定に基づくもので、基本はラスパイレスを国同様に１００にするものであります。

なお、５月２０日から組合交渉をしておりましたが、妥決合意はできませんでした。このことは既に地方交付税の減額処置が取られていることに対する、町としての行わざるを得ない、ましてや閣議決定されている国の施策に従わないということの、町・町民に与える影響を町長として判断いたしまして、対応処置として実施するものであります。

なお、これらの詳細説明につきましては所管から説明いたしますので、ご審議賜りますよう宜しくお願いいたします。

◎開会の宣言

○委員長（上村義雄君）　ありがとうございました。ただいまの出席委員は１２名で定足数に達しておりますので、会議規則第７１条の規定により合同委員会を開会い

たします。

◎議案第１号　今金町子ども・子育て会議条例の制定について

○委員長（上村義雄君）　議件１、議案第１号　今金町子ども・子育て会議条例の制定について、を議題といたします。

理事者より説明をお願いいたします。

保健福祉課長、小林君。

○保健福祉課長（小林洋伸君）　（保健福祉課長、資料により説明、記載省略）

○委員長（上村義雄君）　説明が終わりました。只今の説明に対し質疑があればお受けいたします。

向井委員。

○３番（向井孝一君）　この条例の部分というのは、国から来る子育て支援等の交付金との絡みがあって、この事業をやらなかったら来ないというような状況なのか。子ども手当については前政権でいろんなことを言いながら減額されてきたという経過もありますけれども、それらとどういうふうに今後関連して子ども手当というのはどういうふうになるのか、ということが分かったらちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（上村義雄君）　保健福祉課長、小林君。

○保健福祉課長（小林洋伸君）　まず、この条例制定とこれから行われる子育てに関する様々な交付金、その関係についてはまだ具体的に、例えばペナルティがあるとかそういうものは示されてございません。ただ、現法を見るとそういう縛りはないのかなという判断はしておりますが、今金町の場合は子どもに関することをしっかりと町民を含めて話し合いたいという精神から、今回制定させていただいているということでございます。

あと二つ目の、子ども手当につきましては、今の政権がどうなるかは別にしまして現状で保健福祉課のほうに入っている情報では、継続されていくということで理解をしているところでございます。

すみません、子ども手当ではなくて児童手当ですね。子ども手当が廃止されて児童手当に戻っておりますので、児童手当は引き続いて継続されていくということで理解をしております。

○委員長（上村義雄君）　他にありませんか。

山崎君。

○２番（山崎　仁君）　この条例の所管課が保健福祉課ということで、先ほど多岐に渡るので所管課となるということの説明がありました。認定こども園を設置する時の審議会等についてはこれ確か教育委員会が所管となっていたと。必要に応じて総合事務局体制を構築するということでありますが、この辺の連携というのはどうなるのか。

それから、既存の審議会とこの新しく設置する会議は連動するような説明もあったようですけれども、もう少し具体的にお知らせをいただきたいと思います。

○委員長（上村義雄君）　保健福祉課長、小林君。

○保健福祉課長（小林洋伸君）　教育委員会が認定こども園の整備事業を所管したのが平成２２年でございます。その時に社会福法人でカトリックという、宗教色があったということから様々な町民課題を解決するためにも審議会というものを作ったという経過がございます。それはあくまで保育の在り方についてということで、その審議会を設置したということでございます。

今回は、様々な検討の中に先ほども申した通り妊婦の検診ですとか、広い子育て支援ということで保健師が所管したりする部分が多いということもありますので、保健福祉課のほうが主となった窓口となるということで、説明をさせていただきました。

教育委員会との連携につきましては、当然、保育教育施設の指導機関、それは認定こども園であったり、へき地保育所のことでありますが、それが教育委員会でございますので、必要によってといいますか当然連携が当たり前のように保たれなければならないということで考えているところでございます。

現在の審議会の委員さんにつきましては、庁舎内でもこの内容を十分検討してございますので、この議会が終わり次第、教育委員会のほうから新たな審議会にその使命が少し移りますよということの説明をしていきたいということで、両課で確認をしております。これから具体的に委員の人選に入るわけでございますが、先ほど資料でも示している案の中にも、継続して入ってもらったほうが内容の理解も早いということもありますので、それらはこれから検討をしていって可能であれば継続してもらえる方がいればお願いしていくということも発生するというふうに思っております。

○委員長（上村義雄君）　山崎君。

○２番（山崎　仁君）　当然のように、総合体制を構築していくということであれば、是非教育委員会もこの説明の席にいていただければなという気もしたわけです。当然これは合同委員会という中では広い意味に、子育てに関してはすべて教育委員会にお任せをする、これは今金町のひとつの特色ある対応ですからまずそれが一つと。

それから新しい会議の委員さんが、名称変更になるのか、新しく委員として発令されるのか、この辺を。

○委員長（上村義雄君）　保健福祉課長、小林君。

○保健福祉課長（小林洋伸君）　後段の質問でございますが、新しくこの会議の委員として、新しい職名・任期で委嘱をするということを考えております。

○委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。

○副町長（清水　寛君）　一点目の福祉・教育と両またがりになっている部分であれば本席に教育委員会も入れるべきでないかという部分でありますけれども、ご承知の通り子どもに関することは教育委員会においてということで、町長の施策をもってこの間進めてまいっています。

４７ページの教育委員会の所管になる部分については、１号から３号までのこの部分でありまして、既に応分の中で進められている部分を再度確認する部分ということの認識を持った中で、今回は福祉の部分が大きな部分でありましたので、事務局体制も総合窓口としては福祉課ということで考えましたので、福祉を中心に今回の説明をさせていただきました。しかし、今後説明する中においていろいろと物事がある段階においては、今後は教育委員会のほうにもその旨のお願いをしながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（上村義雄君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（上村義雄君）　ないようですので、以上で議件１の質疑を終わります。

◎議案２号　今金町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○委員長（上村義雄君）　続いて、議件２、議案第２号　今金町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

保健福祉課より説明をお願いいたします。
保健福祉課長、小林君。
○保健福祉課長（小林洋伸君）　（保健福祉課長、資料により説明、記載省略）
○委員長（上村義雄君）　説明が終わりました。只今の説明に対し質疑があればお受けいたします。
向井君。
○３番（向井孝一君）　国民健康保険税の高額医療費の負担分というのは毎年増えていって中身としては大変だというような。これは私も理解するわけですが、国民健康保険に加入している率というのが町民全体の人口比率からいうと、現状としては何％で、そのことをふまえながら限度額というものが据え置きされたというふうに伺ったのですが、その分は中間層といいますか、それから下の構成されている部分というのが値上げされるだろうと思うのですけれども。
今平均で１万いくらという説明を受けたのですけれども、現実的にはその金額で済まない世帯も出てくるわけですよね。そういう影響のある部分というのはどのくらいの戸数なのか。
○委員長（上村義雄君）　保健福祉課長、小林君。
○保健福祉課長（小林洋伸君）　まず加入者の状況でございますが、約５，８００人の総人口に対しまして、２，０００人を少し超える数字でございます。医療分の積算については２，００９人ということで被保険者を計算しているということです。率でいきますと３０％を超えるという加入者率でございます。
二つ目の、限度額・低現額の中の中間層でどのくらいの方がいるかということについては、今ちょっと手元に正式な数字はございませんが、確かに大きくそこの階層にいる方がいるということでございます。
参考までに、例えば限度額で逃げてしまう件数でありますが、医療分では１０５件、介護分では５９件、後期分では１２７件、多くの方が限度額で保険税の収納が少し下がってしまうといいますか、いただけない方になっております。軽減世帯についても、医療分では５４２件、介護部では２４０件、後期分では５４２件と、非常に増えてきているという状況でございますので、それらの方は軽減で下がってしまうということですので、先ほど言いました１０５件と５４２件のトータルと、加入者の世帯でいくと約１、０８４世帯ですけれどもその差が、中間で非常に負担が大きくなっているといいますか、そういう階層に入っているというふうに理解しているところでございます。
詳しい分析についても、今担当の方には至急するようにということで指示をしているところでございます。
○委員長（上村義雄君）　他にありませんか。
（「なし」の声あり）
○委員長（上村義雄君）　ないようですので、以上で議件２の質疑を終わります。

◎その他
○委員長（上村義雄君）　その他で、何かありませんか。
副町長、清水君。
○副町長（清水　寛君）　冒頭町長の挨拶の中でも申し上げましたが、国の要請に基づく給与の削減につきまして、組合と交渉中でありました。昨日最終交渉を行いましたが、残念ながら理解は得られなかったところであります。
しかし、このまま据え置くこととともなりませんので、不本意ではありますが見切

りをつけて進まなければならないと判断をしたところであります。削減条例につきましては、追加議案をもって審議をお願いしたいのでありますが、係る事案の内容について総務財政課長のほうから説明をさせますので、宜しくお願いいたします。
○委員長（上村義雄君）　暫時、休憩いたします。

休憩　午前１０時００分
再開　午前１０時０１分

○委員長（上村義雄君）　休憩を閉じ、開議いたします。
合同委員会の追加資料がありましたので、その追加資料の説明を求めます。
総務財政課長、北見君。
○総務財政課長（北見伸夫君）　（総務財政課長朗読説明、記載省略）
○委員長（上村義雄君）　その他の部分で、今理事者のほうから臨時特例に関する給与の部分の説明が終わったわけですけれども、何か質疑がありましたらお受けいたします。
山本君。
○１０番（山本　豊君）　この財政緊急措置ですか、そんなことを含めて地方にしわ寄せをさせられた。一番大きいのは、特に田舎というのか過疎地では、役場というのは一番大きな事業所だと思うんですね。それぞれの町にはそれぞれの事情がありましょうからやむを得ない部分はあるにしても、特に本町は正直いうと今まで随分と職員定数を減らしてきたという経緯があります。従って、新しい採用を少し休んできたということがあります。
従いまして、今金町の平均年齢はどれくらいになるのか。それから全国的にはどれくらいの年齢ベースがあるのかなという部分が、まず一つあるのかなという気がします。従って、ラスパイレスだけで評価出来ないのかなという気がするのですが。全国的な、全道でも変わらないと思いますが、今金町の平均年齢と、全道の職員の平均年齢にどれくらいの差があるのかなという気がします。これ年齢階層もいろいろありましょうから一概に決め兼ねるのですが、特に壮年以下という人方の年齢層と概ね４５歳前後で分けるとすれば、全国的にそれから全道的に、本町の職員の平均年齢。
このことを勘案するとどんなことなのかなという気が少し自問疑念として残ったものですからそういうことが。そうでなければ各町とは対比が出来ないことがあると思うのですが、一概にそのことだけでＯＫだよというのは、町全体の士気が下がると思います。各町ではほとんどが既に比率をされているというふうに報道でもありますけれどもそれもちょっと。それに勿論いまの状況ですから頑張ってやって下さいというのが当然なのですが、そういう整合性が取れるのかどうかどうかなということがちょっと疑問として残ります。他の町で働いている方々の年齢がどれくらい差があるのかなと。そこで中央ベースからいくと、高いのか安いのかという話に当然ながら、高い安いというのは表現が悪いですが、全体ベースでの削減が。それから国と、いま今金に１０４と言っていたかな、それとどんなふうになるのかな。それから前年比は９６か、その差がどうなのかということが疑問として残りますので。私共、良くそういう数値については存じませんから。
これなんでこんなことを言うかといいますと、私共どうだったのかと聞かれることがあります。議員としての説明責任が伴うと思うんですね。上がりましたからＯＫですよ、でも比べて見ましたか聞いてみましたかということは、すべてのことで

そうなのですがそういうことを説明して、だからうちの町もしなければいけなかったんですよという説明を。住民と共に分かち合って、行政運営に参画をしてくれている皆さん方に、有り難うという感謝の想いも込めて、いかがか聞きたいと思います。

○委員長（上村義雄君）　総務財政課長、北見君。

○総務財政課長（北見伸夫君）　今金町の平均年齢と平均給与額等についてはホームページ等で公表しておりますが、その数値については後ほど報告させていただきたいと思います。

まず、今回のラスパイレス指数等の比較につきましては、国の平均値と今金町の平均値を比較するものでございまして、今金町のような小規模の町村におきましては、例えば年齢が３歳刻みだとか５歳刻みの中に、対象年齢の方が１名しかいないという状況もございます。国が平均的に３０万円ということになりますと、今金町はその間に１人しかいないことがあります。その中で、１人が平均値になる。国が２０万円に対してその人が高い、例えば２５万円ですと。５歳刻みの上にいきますと、当然高く数値が出るような形になります。また、低い人が１人しかいない場合は、ラスパイレスは低く出るという仕組みのものでございます。そのような中で、本町のような小規模市町村にとってラスパイレス指数での比較にはちょっと無理があるのではないかと、また、給与制度におきまして国は１１級制を採用しておりまして、今金町につきましては６級制ということで、当然昇格スピードも違うという現状がございまして、そういう中でラスパイレス指数だけの比較はどうかなと。ただ国が求めるのは、ラスを１００にしなさいということでございます。

また、今回ラスパイレス１０４．１に対して通常合わせるためには４．１の削減ということになりますが、その０．１％の削減につきましては、今金町は昨年５５歳以上の職員の昇給を停止してございます。これは人事勧告に基づく措置でございまして、今金町におきましては人勧遵守という立場上、人勧に沿って５５歳以上の職員の昇給を停止したと。国につきましては独自削減をしたということもございまして、５５歳以上の昇給停止につきましては平成２５年度からということで、それを実施していない町村につきまして改正を求めている内容でございます。

その０．１をしなかったというのは、その影響額というのがラスパイレスの比較というのが、４月１日時点での比較に全部なってございます。そうすると、今金町が５５歳の昇給停止をした効果が見られるというのは来年の４月１日ということになりますので、その効果を見越して４．１ではなくて４．０にしたという経緯であります。ただ、その比較は国が平均値が出ない限り比較のしようがないわけでございますが、本町はそういうことでやるべきものはやっているということで。

あと、例えば管内各町のラスパイレスについて、本町は１０４．１ですけれども、江差町につきましては１００．２、上ノ国町につきましては１０５．４、厚沢部町につきましては１０２．６、乙部町につきましては１０２．１、奥尻町につきましては９８．５、せたな町が１０２．７、北海道が１０２．１という状況になってございます。

このラスパイレス指数からしまして、妥決というか管内各町の提案はほとんどがラスを１００にするという提案でございます。奥尻町については削減後の比較でも９８．５ということで１００以下でございますのでこれは実施しないと。江差町につきましては１００．２でございまして、０．２しか差がないということで給料等の削減は実施しないとという方向でございます。それ以外の桧山管内の町につきま

しては実施をするという方向で、もう既に議決をいただいた町村もございます。
　先ほどの質問の平均の給料額と年齢の関係でございますが、平成２４年４月１日現在ということで押さえていただきたいと思います。
　一般行政職平均給料月額で今金町は３０万６，８００円、これは平均年齢で４０．５カ月ということでございます。国の平均給料額は３０万４，９４４円、平均年齢４２．８カ月。これは平均給料額は削減後の数字でございまして、削減しないとしたら３２万９，９９１７円。類似団体との比較、今金町と類似する団体につきましては、平均給料月額３１万７，２８３円、平均年齢が４３．０月ということで、今金町の年齢構成でいきますと、一般行政職で捉えていただきたいと思いますが、４０歳までが３５名、４０歳以上が３２名という状況でございます。以上で、山本委員の質問に答えさせていただきます。
○委員長（上村義雄君）　山本君。
○１０番（山本　豊君）　敢えて聞いたというのは、議員もそうなんですが、共通認識で分かりましたよとかそれはちょっとということが、判断の材料がまずなければ駄目なんですね。当然ながら昇給の制度はその町によって違いますよ。わたりという制度がありました。そんな中で、過去のことを良いとか悪いとかじゃありませんよ、そんなことが私共町民・住民が知っているかと言ったらなかなかそうはなっていません。だからそういうような、施行の中身ですとか各町で行っている制度の方法は違うんですよ。１１級制か６級制とかいろいろあります。道によっても違います。そういう制度の在り方を含めてやらなければ、この町だからオール１００にしなさいというのは時として、これは制度全体等に実は関係があると思います。私も正直に言いますとあまり良く知りません。働いている人方は勿論自分たちのいただいている給料が、他の町と比べてどうなのかということは多分精通をされているんだというふうに思います。だからそのことが。皆が共通の理解をしているのかということ。
　それから勿論、こういう遠隔地・過疎の町については他業種との関係があって一般的に高いとかって言われることがあります。その対比がどうなのかということも念頭に置きながらそれぞれ考えなければ、単一に、国が一斉にやるからＯＫだよということではないというふうに。だからこの判断が間違っているとかそういうことではありませんよ。ですからラスパイレスもその各、先ほど言ったようにどの階層に何人いるかでかなり違う。だからそういうことを、標準値、ちゃんと類似団体とってますからそんなにではないですが、実は計数的には違いが出てくるんだというふうに思っています。拙い知識ですから私の考えていることが間違っているのかもしれませんけれども、それは、それなりにそれは違いますよと言っていただければ良いわけですから。それでこういう数値が出ましたということが。実は心配していました、本町だけまだ決まっていない、妥決していなかったと。その根拠はなんのかなとずっと思っていました、聞く機会が無かったものですから、今良い機会ですし。それから、実は当事者に妥決いかなかった原因はなんですかと聞いてみたいという想いが少しあります。でもこの場では出来ないわけですから。ですから自分の判断の序となる資料としてほしいという想いがありましたから伺いました。多少知識を得たかなという気がしています。
○委員長（上村義雄君）　総務財政課長、北見君。
○総務財政課長（北見伸夫君）　いま山本委員がご指摘の通り、各町村によりましてわたしも含めまして給与制度というのは各町まちまちでございます。ただ近年、そ

れほど逸脱、本州のほうでは高い町村もございますが、北海道的にはそれほど飛び抜けたところがないように思っております。また私も説明いたしました、山本議員さんのご指摘の通り、階層によってラスパイレスは毎年変動しているというのが現状でございまして、今金町におきましても平成１９年は９５．２。平成２４年が９６．１、平成２３年度が９７．０ということで、これは特別なことをしなくても、年齢階層の変動により、５年刻みで一番高い人が次の行くと１年目になります。そうするとラスパイレスが変動するという状況で、今金町が恣意的に何かをしてラスパイレスを上げているかということではございません。また、全道的な今金町のラスパイレスの順位付けというのはなかなか難しい問題なのですけれども、今金町が北海道においてラスパイレス指数でいうと１４４町村中９０番目でございます。市町村で言うと１７９市町村中１１０位ということで、今金町が全道の中で高い位置を占めるかというと、そういうことでもないという状況はご理解いただきたいと思います。以上で答弁を終わらせていただきます。

その他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（上村義雄君）　ないようですので、以上で追加で出された部分についての質疑も終わります。

全体を通して何かあれば受けます。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎閉会の宣告

○委員長（上村義雄君）　ないようですので、以上でもって合同委員会を閉会させていただきます。

どうもご苦労様でございました。

閉会　午前１０時２９分